

役員及び評議員の報酬等の支給の基準に関する規程

公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター（以下、「指導センター」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 指導センターの理事及び監事をいう。
- (2) 使用人兼務理事 指導センターの事務局職員であって、かつ理事を兼ねている者
- (3) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当
- (4) 費用等 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員（以下、「役員等」という。）には、その職務の対価として報酬を支給することができる。ただし、使用人兼務理事に対しては、使用人の職務の対価として別に定めるところにより、給与・賞与等を支払うものとし、この規程を適用しないものとする。

2 役員等の報酬は、別記に定める額とする。

(費用)

第4条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(規程の決定)

第5条 この規程の決定については、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターの設立の登記の日から施行する。

別記

1 役員等の報酬日額

(1) 評議員

評議員会の出席の都度、報酬として一人一律 5,000円とする。

(2) 役員

評議員会出席の都度、指導センターを代表して各種行事に出席する場合は、一律2,000円とする。

なお、監事が監査を行う際にも、一人一律3,000円とする。